

## 「初年度チューター登録資格と規則について」

初年度チューター制度とは一橋大学に入学して間もない留学生が授業で分からなかった日本語の解説や、ゼミの専門的内容の解説、日本語でのレポートやレジユメの書き方などを個別にチューターに指導してもらう制度です。

### 1. チューターの登録資格

チューターとして活動するためには、次の条件を満たす必要があります

- (1) 本学に在籍する者(研究生、聴講生等非正規性は除く)  
ただし、休学者は休学理由によっては認められない場合があります  
別途教務第三係に相談ください
- (2) 日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者、あるいは大学が許可した者

### 2. チューター制度を利用できる留学生(参考)

- (1) 学部生 … 本学に入学後1年間
- (2) 大学院生 … 研究生の期間を含め、本学に入学後1年間
- (3) 研究生 … 本学に入学後1年間  
ただし、日本語初級クラス(J1)での予備教育を受けている学生は、予備教育機関(6カ月)を含みません
- (4) 交流学生 … 本学に入学後1年間

#### 【確認ください】

- 在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。チューターは指導する学生の在留資格証明書に記載のある在留資格の項目が「留学」になっているかを目視または口頭で読み上げてもらってください。プライバシーですので番号の開示は必要ありません。「承諾書」に在留資格を確認した旨記載いただきます。
- 1人の留学生に一度に複数のチューターをつけることはできません。
- 一橋大学の学生となった1年目のみ利用できる制度です。例えば、学部から修士課程に学内で進学した場合は、本制度を再度利用することはできません。
- 休学中の留学生は、本制度の利用はできません。

### 3. 対象となる指導内容

- (1) レポート・レジユメの添削
- (2) 大学院受験の勉強上のアドバイス
- (3) 履修している授業科目の解説
- (4) ゼミの専門的内容の解説

#### 【ご確認ください】

- 対象となる指導内容は日本語の指導のみです。その他の言語の指導は対象になりません。
- 就職活動のためのエントリーシートの添削等は指導の対象になりません。ただし、授業の課題であれば対象となります。
- 原則として、日本語教育科目は指導対象になりません。ただし、次の科目は例外的に指導対象となります。

#### ①各学部が開講している専門日本語科目

- ・ 経済の日本語中級
- ・ 経済の日本語上級 I・II
- ・ 法の日本語
- ・ 社会科学の日本語上級 I・II

#### ②大学院科目としての日本語科目

- ・ 特別講義 B 経済専門文献日本語
- ・ 専門日本語表現技法 I
- ・ 日本研究 I
- ・ 法言語文化論特殊研究

#### ③経営管理研究科 経営分析プログラムの日本語学習科目

- 日本語集中講義 A~H(留学生プログラム)

#### 4. チューター謝金について

- チューターには、指導のお礼として大学が「謝金(1時間=1,200円)」を支払います。
- チューターは「承諾書」を教務第三係に提出してから活動開始となります。「承諾書」提出前にチューター活動を行った場合、謝金の対象にはなりませんのでご注意ください。
- 承諾書および通帳のコピーを教務第三係の事務室に持参し提出してください。
- マイナンバーを大学に提出したことがない方は申請用紙をお渡しますので教務第三係の事務室までお越しください。過去に提出した方は再提出の必要はありません。

#### 5. 指導方法

リアルタイム(オンラインまたは対面)による添削指導をおこなってください。非同期の指導(メール、チャット)は活動時間には含められません。

#### 6. 活動報告書の提出

- 承諾書提出後、教務第三係からチューターの方へ活動報告書のテンプレートをメールで送付します。
- 活動報告書を活動した月の翌月 5 日までに教務第三係へメールで提出してください(5 日が

土日祝日にあたる場合はその次の平日までに提出)。

- 活動報告書をメールで送付の際、指導した留学生を必ず CC で入れてください。

#### **【確認ください】**

提出が遅れた場合、謝金の支払い遅れや支払い自体ができない場合があります。また年度末など臨時に支払期限を変更する場合がありますのでその際はご協力をお願いします。

### **7. 指導時間枠(謝金の支払対象となる時間数)**

下記に定める指導時間を超えての活動は、本制度として認められません。

(1)チューターの指導時間の上限は 30 時間/月です。

- ・ 複数の留学生を担当する場合でも指導時間の合計は 30 時間/月が上限です。
- ・ 他の添削チューター(論文チューターや日本語添削室チューター等)と並行して活動する場合でも指導時間の合計は 30 時間/月が上限です。

(2)留学生 1 人が受けることができる指導時間の合計は 120 時間/年です。

- ・ 春学期入学留学生 = 4月～3月の1年間で 120 時間
- ・ 秋学期入学留学生 = 秋学期 ~ 冬学期で 60 時間、春学期～夏学期で 60 時間、合計 120 時間

(3)年度が変わったら、4月には必ず承諾書を再提出してください。

### **8. 連絡事項について**

(1)チューターの都合等により、チューター活動を中止する場合は、必ず教務第三係に申し出てください。

(2)大学からの連絡は基本的に一橋大学 Gmail(学籍番号@g.hit-u.ac.jp)に送信します。

### **9. ルール・規則に反した場合**

チューター制度のルール・規則を守らない場合、もしくは留学生・海外留学相談室や教務第三係の指示に従わない場合、謝金を支払うことはできません。また留学生はチューター制度を利用する権利を失うこととなります。

教務課教務第三係

メールアドレス：[edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp](mailto:edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp)

電話番号：042-580-8765

事務室：東キャンパス東一号館 1 階